

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積（以下「基準面積」という。）以下とする旨届出があった。

令和5年11月21日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 届出者の氏名又は名称 奥州市
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地 メイプル 奥州市水沢字横町2番地1
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 7,739平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日 令和5年10月1日
- 6 変更する理由 当分の間、小売店舗としての活用が見込まれないため